改正後	改正前
（設立の認可の申請） **第四条**　法第二百六十五条の八第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。 ［一～五　略］ 六　役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面 七　役員が法第二百六十五条の十六各号の規定（同条第二号の規定のうち、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に係る部分を除く。）に該当しないことを誓約する書面で役員全員が署名したもの ［八・九　略］ （心身の故障のため職務を適正に執行することができない者） **第六条の二**　法第二百六十五条の十六第二号に規定する内閣府令・財務省令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	（設立の認可の申請） **第四条**　［同上］ ［一～五　同上］ 六　役員が成年被後見人（民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項において成年被後見人とみなされる者を含む。）、被保佐人（同条第二項において被保佐人とみなされる者を含む。）、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第百五十一号）附則第三条においてなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものでない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面 七　役員が法第二百六十五条の十六第一号、第三号又は第四号の規定に該当しないことを誓約する書面で役員全員が署名したもの ［八・九　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	［条を加える。］

（投資者保護基金に関する命令の一部改正）

第三条　投資者保護基金に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（認可申請書の添付書類等） **第一条の二**　法第七十九条の三十第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、役員の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が法第七十九条の三十一第一項第三号イ又はロのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面とする。 2　［略］ （心身の故障のため職務を適正に執行することができない者） **第一条の四**　法第七十九条の三十一第一項第三号イに規定する内閣府令・財務省令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （基金の業務範囲を限定する旨を定める定款に関する事項） **第一条の五**　［略］	（認可申請書の添付書類等） **第一条の二**　法第七十九条の三十第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、役員の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が法第七十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面とする。 2　［同上］ ［条を加える。］ （基金の業務範囲を限定する旨を定める定款に関する事項） **第一条の四**　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部改正）

第四条　銀行等保有株式取得機構に関する命令（平成十三年内閣府財務省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者） **第七条の二**　法第二十三条第二号に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。